

道局長あてに委託しているものである。

受益者負担金の計算事務委託料二十八万六千円は九十一・四五ヘク
バル分の二千四百五十六人分について決定通知書、納入通知書、調定
表等のプリント料になると思ふ等の答弁があり、お諮りいたしました
ころ、全員異議なく原案どおり認定すべきものと決定した次第であり
ます。

よろしく御審議の上、当委員会の決定どおり御認定くださいますよう
お願いを申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 以上、委員長が審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第九十六号については、討論を省略し、
委員人会報告どおり認定されることを伺います。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり認定されたい
旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十六号は、
委員会審査報告のとおり認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十六議案第九十七号昭和五十四年度福生市
受託水道事業会計決算認定についてを議題といたします。
本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長か
ら報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第九十七号昭
和五十四年度福生市受託水道事業会計決算認定についてを御報告

いたします。

審査報告書の朗読は、簡略させていただき、
補足して御説明を申し
上げます。

(議案) 宙直報告書) 別添參照

本書についても理事の說明は省略し、直ちに質疑に入つたわけであ
ります。

その主なものを申し上げますと、徴収料金及びその他の収入について、福生市では幾らぐらいになるか。また部で、五十二年九月に水道事業健全化のために計画案を出したが、その結果その部の累積収支決算過不足額について聞きたい等の質疑がありました。

これに對して、理事者より、福生市の料金収入は約五億六千八百八十萬三千円で、その他の収入を合わせると六億五千六百二十二萬五千円になる。支出については、企業債の返還金等合わせると七億四千七百三十七萬七千円で、差し引き九千一百十五萬二千円の赤字になる。

都の財政再建の件であるが、五十三年九月に三七・二四%の料金改定が決

まゝに、その後ほぼ計画どおり執行されてゐるようである。五十四年度の決算としては十億八千八百十九万円の純利益を計上できたといふことであるが、累積につては現在把握できていないといふ答弁がありました。

さらに委員より、都の累積の件について、来年度予算編成時までにはわかるようにしておいてほしいという要望があり、お諮りいたしましたところ、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定どおり御認定くださいますようお願いを申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君)
以上で委員長の審査報告は終わりました。

ハより委員、長報告に於する質疑を行はます。

(「異議なし」と呼ぶ日あり)

○議長(小林菊三君)
以上で質疑を終ります。

○九番小野沢久吉
之際、動議を提出いたします。

たゞ、議題となつております議案第九十七号については、討論を省略し、

モ委員へ報告しており認定されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢 久君から、本委員会は審査報告しており認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議の通り決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十七号は、委員会審査報告の通り認定されました。

○議長(小林菊三君) 日程第十七議案第九十八号市道路線の認定についてを議題といたします。

本案については、建設委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第九十八号市

道路線の認定についてを御報告いたします。

審査報告書の朗読は省略させていただきます、簡足して審査内容を申し上げます。

(議案審査報告書) 別添参照

本案については委員会開会冒頭、理事より路線の終点の地番について訂正発言があり、今後十分気をつけてもらいたいとの要望発言もありました。本委員会としてはそれを含んだ上で審査することにいたしました。その後、現地をつぶさに視察し、審査に入ったわけであります。

本路線は殿ヶ谷分水路を利用して自転車・歩行者専用道路をつくらうというもので、連やかに路線認定を行い、供用開始の告示をして、道路敷地の無償譲与の申請をするように東京都からも指導をいたしているものである。

この道路は幅員五メートルから五・七メートル、延長四百八メートルの道路で、歩行帯は三メートルのアスファルト舗装をし、両サイドに市の花であるつつじを植栽する予定である等の説明を受けた後、質疑に入りました。

が、委員より、今般の一般質問に出た道路の愛称についてよろしく取り計らうていたんだとある要項があり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、当委員会決定とおり御可決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(小林菊三君) 以上で委員長長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 以上で質疑を終ります。

九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第九十八号については、討論を省略し、

委員会報告とおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告とおり可決された

今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第九十八号は、

委員会審査報告のとおり可決されました。

議長(小林菊三君) 一時まで休憩いたします。

午前十一時四十五分 休憩

午後一時 開議

議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十八議案(第九十八号)鉄道の連続立体交差化に伴う地元費用負担解消に関する意見書を議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

(二十四番 塩野鉄之助君登壇)

二十四番(塩野鉄之助君) 御指名がございましたので、ただいま議題となります。

議九十四 議九十五 議九十六 議九十七 議九十八 議百八 議百一 議百二 議百三 議百四 議九十三

した議案第百八号につきまして、簡単に説明させていただきます。

本問題につきましては、皆さんも御承知のとおり、中央線、青梅線、五日市線の沿線二十市町村で組織している三鷹・立川間立体化複々線促進協議会におきまして長年におたつて運動を続けてきておられるわけでございます。特に最近では、立川及び八王子の駅ビル計画に対しまして莫大の地元負担というものが生じております。これも新聞紙上等で御承知のことと存じます。また主要幹線道路の立体化に際ししても関係市町村の負担ということが問題となるわけでございます。

こうした問題は、昭和四十四年に運輸省と建設省との間で、関係自治体に対する事業費負担として取り決められておりますという事は、さらにには東京都におきましても、財政再建の立場から、さらに市町村の負担分を増額させる動きもあるというところであります。

本来、国鉄そのものの施設等の整備というものは、国において行なうべきで至当であり、市町村に対して莫大の負担を強いることは納得のいかないところでございます。(「そのとおり」と呼ぶ音あり)

したがって、国鉄の施設整備等の事業費は全額国で持つべきであり、あるいは東京都においても市町村の負担分は見るべきであるという趣旨から、本意見書を提出した次第でございます。

よろしく御審議を賜りまして、原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。説明にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにより御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第百八号は、原案のとおり可決いたしました。

特定事件 議百十 選挙管理委員会 選挙委員の補選 国会中の継続審査 発言申し分

○議長(小林角三君) 日程第十九議案第百十号財産の取得についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明をいたします。

(総務部長 浅見裕康君登壇)

○総務部長(浅見裕康君) 御指名をいただきましたので、議案第百十号財産の取得につきまして、その提案理由並びに内容を御説明申し上げます。本案は議会の議決に付すべく、契約及び財産の取得、又は処分に関する条例第三条の規定に基づく財産の取得に該当いたしますので、議会の御議決をいただくべく御提案を申し上げますが、まず取得の目的は、御案内のとおり、現在改築中の仮称第一給食センター、これに用います給食備品の関係の取得をしようとするものでございます。取得する動産の種類及び数量でございますけれども、別表に記載してございますように、球根及剥機以下三十七種類、ハートの給食用調理機器を取得しようとするものでございます。それで取得の方法は、別添資料にございますように

六社によりする指名競争入札によって決定いたしました契約で取得をしようとするものでございます。それから取得の価格は二千三百八十五万円と相なっております。また、取得の相手方は、愛知県豊川市白鳥町五丁目五二番地五愛豊鉄工株式会社、代表取締役寺部良一氏でございます。

なお、本調理機器の納期でございますけれども、予定といたしまして、昭和五十六年三月二十五日までというように相なっております。

以上、ことに権限の説明で恐縮でございますけれども、議案第百十号の財産の取得につきまして、提案理由並びにその内容の説明にかえさせていただきます。

よろしくごうが、御審議を賜りまして、原案どおり御議決くださるようお願いを申し上げます。

○議長(小林角三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二十一番(末次性男君) ちょっとお尋ねしますが、これはいろいろ数がたくさん

ありますけれども、これはメーカーを指定しているのか、あるいは、この業者がそのものがメーカーであるのかどうか。

お聞きしたいのは、できによつて、ただ値段だけで競争するといつても、同一の品物でないと比較がしにくいところがあると思うのですが、その点、ひとつお願ひいたします。

○教育次長（八木房雄君） お答えいたします。

ただいまの御質問でございますが、メーカーの指定でございますが、その中にござまして、ライスマフレンド、これは給食用の米飯を炊く機械でございますがこれらについてはメーカーが指定してございます。あとにつきましてはステンレス製でございまして、四〇三とかいうJISマークの關係でこれも指定してございまして、そういうふうな指定でございます。特別、機械の指定についてはそれだけしております。あとは大体同じということでございます。

○二十一番（末次性男君） 大体同じということが、何か仕様書でもあつて、あるいは図面がありあつて、そういうことで、これでそれなら幾らというふうなことでやつたのか。メーカーによつてはやはりいい品物と悪い品物があるわけ

です。ただ単に値段だけでこういうことを決めるということとは非常にむづかしいと私は思ふわけですよ。

○教育次長（八木房雄君） 言葉を返して申しわけございませんが、図面がございまして、その図面によりまして、説明いたしまして、それで入札をさせていたんだというところでございます。

メーカーについても一応説明申し上げまして、それで入札をしていただいたというところでございます。

（「はい、了解」と呼ぶ声あり）

○議長（小林菊三君） ほかに質疑、疑いございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（小林菊三君） 以上で質疑、疑いを終ります。

○九番（小野沢久君） この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ声あり）

—422—

いたします。

本継続審査の申し出がありますうち、厚生委員長から申し出のありました請願第三号健康保険制度の一部改正をやめ、国民負担の軽減と制度改善要求に関する請願書につきましては、先ほど請願代表者からの取り下げ願が承認されており、御了承願います。

総務、建設、厚生、三常任委員長から、目下同委員会におき、審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件申し出のうち、建設委員会に付託中の陳情第二号登録民間日雇労働者の雇用促進に関する陳情書及び陳情第六号失業対策事業の改善と公的就労事業に関する陳情書の二件に対しては、委員長から発言の申し出がありますので、これを許します。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) お許しをいただきます。陳情第二号及び陳情第六号につきまして、いままでの経過を簡単に御報告をさせていただきます。

まず陳情第二号登録民間日雇労働者の雇用促進に関する陳情書について報告をさせていただきます。

本陳情書は、去る三月の定例会最終日におきまして当委員会に付託され、以降六回に及んで長期間にわたり審査をしております。

まず、五月二十二日における委員会では、民間日雇労働者の吸収策として市で予算化を図られ就労可能な体制づくりを図り、実施していただくというところであるが、この骨子とするところは、市の予算において日雇労働者を市で直接雇用しようという趣旨であり、その場合の労務単価、日雇労働者側は一日八千円、市においては、規定による単価は四千円という問題もあり、十分調査、研究する必要があるということで継続となったわけがあります。

さらに六月十三日の委員会では、他市の状況として、五川市ではすでに四年前から直接雇用しているようであるが、八王子市では、こうした問題は市として雇用する問題ではないということから不採択としている市もあり、直接雇用の問題点から継続となった次第であります。

なお、理事者側におきましては、陳情者側との話し合いでは、直接雇用はむ